

## うきは市農業委員会第36回総会議事録

〔開催日時〕 令和6年2月13日（火）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定変更）について

議案第6号 非農地判断（非農地証明願）について

報告第1号 農地法第3条許可の取り消し願について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第3号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第4号 耕作台帳名義人変更届について

（出席委員）

会長	16番	佐々木 芳幸			
副会長	15番	中村 稔			
委員	1番	樋口 健次	8番	高浪 眞次	
	2番	佐々木 光則	9番	樋口 美智子	
	3番	後藤 一善	10番	家永 学	
	4番	園田 忠行	11番	尾花 里美	
	5番	森 和正	12番	堀江 清成	
	6番	内山 良江	13番	佐藤 和弘	
	7番	後藤 義道	14番	日野 吉光	

（農業委員会職員）

局長 高山 靖夫 主事 池田 奈津希

- 会長 挨拶
- 局長 それでは早速議案審議報告に入らせていただきます。議事進行につきましては農業委員会規則により会長が行うことになっておりますのでお願いいたします。
- 議長 それでは審議に入りたいと思います。本日の議事録署名人を1番・2番委員にお願いしたいと思います。それでは審議に入ります。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第1号上程)
- 事務局 (議案第1号説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 第1分科会が担当いたしました。この案件につきましては、現況は更地になっております。1種農地ということで、周りの状況並びに転用目的が原鶴温泉病院の患者さんのためのリハビリ施設ということで、東側の老人ホーム跡地と一体的利用する計画です。第1分科会では特に問題ないということで判断しておりますよろしく申し上げます。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 4番 こちらの譲渡の方は、定年退職をされ3年程栽培をしていたそうですが、1人でやっていたので大変だっただろうと思います。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 質疑なしと認めます。採決に入ります。
- 議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 全員賛成ということで県の方へ進達いたします。
- それでは議案第5号農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第2号上程)
- 事務局 (議案第2号説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 こちらは土地改良ということで70cmほど地上げをするということでございます。周りの状況からして、やむを得ないというふうに判断をいたしました。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 2番 こちらは水道が少し変わってきたことで、水の取り入れが困難になってきたので、畑にしたいということで申請されております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

何かご質問は、それでは採決に入ります。

議案第 2 号-1 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで県へ進達いたします。

それでは議案第 3 号第 3 条の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

(議案第 3 号-1 上程)

事務局

(議案第 3 号-1 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

1 番

申請地の周辺の農地を昨年の 9 月に取得しており、経営規模拡大ということで申請されております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

なければ採決に入ります議案第 3 号-1 で賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

賛成ということで許可いたします。それでは議案第 3 号-2 を議題とします。

事務局より説明を求めます。

(議案第 3 号-2 上程)

事務局

(議案第 3 号-2 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

5 番

譲渡人は今後農業しないということなので、どなたかは引き継がないと仕方ないという感じがします。譲受人は将来農業をしっかりとやっていきたいということで、面積を増やすということです。特に問題ないかと思っておりますので、ご審議をお願いします。

議長

質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議案第 3 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可とします。

それでは議案第 3 号-3 を議題とします。事務局より説明を求めます

(議案第 3 号-3 上程)

事務局

(議案第 3 号-3 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

8 番

今、説明がありましたよう譲渡人譲受人は同じ集落の方です。申請地は、昨年まで譲渡人のお父様が管理されていたようです。隣接地に譲受人のブドウ畑、栗畑

があり一体的に利用したいという考えのようです。以上です。ご審議のほどお願いいたします。

議長 質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。  
議案第3号-3の賛成の方挙を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第3号-4号を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-4上程)

事務局 (議案第3号-4説明・朗読)

議長 それでは担当の教員の意見を求めます。

6番 譲受人は申請地周辺の農地を借りて、現在も野菜などを耕作してあります。申請理由としては宅地と一緒に購入したということで話しておりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑ある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号-4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

賛成ということで許可いたします。

それでは議案第3号-5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-5上程)

事務局 (議案第3号-5説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

10番 申請地は元々譲受人の土地だったそうです。当時平成5年に下限面積の関係で、購入できず譲渡人とは親戚で購入をしていただいたようです。昨年下限面積の撤廃ということで今回申請されたようです。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号-5について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第3号-6を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-6上程)

事務局

(議案第3号-6説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

5番

譲渡の方は県外に住んでおり、譲受人が借りて耕作されておりました。譲受人譲渡人は親戚関係ということで以前から申請地で耕作をしており特に問題ないと思いますのでご審議のほどお願いします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号-6について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

議案第3号-7番8番は一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-7・8上程)

事務局

(議案第3号-7・8説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

3番

1994-1は譲受人の自宅が西側にあり、宅地と農地を一体的に持ちたいということです。1993-3も譲受人の農地が隣接地であり一体として利用していきたいということで交換を行うということでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第3号-7に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議案第3号-8の採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第3号-9議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-9上程)

事務局

(議案第3号-9説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

5番

申請地の東側の家を譲受人の息子さんが購入することになり、農地として残っていた部分もありこれもまとめて買ってほしいということで、農業をしているお父様が申請することになったということです。特に問題ないと思いますのでご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは質疑のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)  
質疑なしと認めます。採決に入ります。  
議案第3号-9について賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)  
全員賛成ということで許可いたします。  
それでは引き続き、議案第4号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について議題とします。事務局の説明をお願いします。  
(議案第4号上程)

事務局 (議案第4号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質疑ある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)  
質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。  
議案第4号について賛成の方の説明を求めます。  
(全員賛成)  
全員賛成ということで議案通り報告したいと思います。  
それでは議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定変更)について議題とします。農政係より説明を求めます。  
(議案第5号上程)

農政係 (議案第5号説明・朗読)

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。  
(質疑なし)  
質疑なしと認めます。それでは、採決に入ります。  
議案第5号について賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)  
全員賛成ですので問題なしとして報告いたします。  
それでは議案第6号非農地判断(非農地証明願い)について議題とします。  
1番より事務局の説明を求めます。  
(議案第6-1号上程)

事務局 (議案第6-1号説明・朗読)

議長 それでは分科会長の説明を求めます。

分科会長 現況はコンクリートでできており20年前から宅地課税ということで問題ないと思います。以上です。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

2番 20年以上前から駐車場として利用しており最近お母さまから相続されており

申請者もご存じなかったということで仕方ないのかなと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは2番の説明をお願いします。

(議案第6-2号上程)

事務局 (議案第6-2号説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 こちらは現況駐車場となってカーポートもあり、20年以前から宅地課税ということになっております。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 それでは担当委員の説明をお願いします。

9番 20年以上前から宅地課税となっておりますので問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは採決に入ります。議案第6号-1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで非農地判断いたします。

議案第6号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということでこの案件に関しましても、非農地判断いたします。

議案が終わりましたので報告事項に行きます。事務局の説明を求めます。

(報告1・2・3・4説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印